

○「議案第193号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

≪審査結果≫

全会一致原案可決

○「議案第194号 平成30年度川崎市一般会計補正予算」

≪主な質疑・答弁等≫

\* 川崎市風しん対策事業の対象者拡大に伴う事業内容の周知及び啓発について

川崎市風しん対策事業の対象者拡大に関する周知及び啓発については、平成30年12月上旬の実施を目途に調整しており、市政だより等を活用した広報を行う予定である。

\* 対象者拡大に係る想定対象者数について

新たに風しん抗体検査の実施対象者に追加される30歳～50歳代の成人男性については、約2,000人を想定している。このうち約3割の受診者が、風しんの免疫が十分でないことによりワクチン予防接種の接種対象となると想定している。

\* 風しん抗体検査及びワクチン予防接種に係る予算が不足した場合の対応について

風しん抗体検査の受診者や予防接種の接種者が想定を上回り、予算が不足した場合には、さらなる補正予算の提案や、緊急を要する場合には予備費の活用といった措置による対応を考えている。

\* 平日に医療機関への受診が困難な対象者を想定した休日診療の対応について

関係医療機関と連携し、対象者がワクチン接種等を受けやすい環境の整備に努めていきたいと考えている。

\* 過去に風しんが大流行した際の市内における先天性風しん症候群の発生の有無について

先天性風しん症候群にり患している疑いがある場合には、患者が東京都内の専門医療機関を受診し出産するケースが多いため、これまで市内の医療機関から先天性風しん症候群の発生は報告されていない。

\* 風しんの抗体保有が未確定である30歳～50歳代の本市男性職員に対して風しん抗体検査の受診を促す対策を検討することについて

今後、関係局と連携し、対象職員の受診促進に向けて取り組んでいきたいと考えている。

\* ワクチン予防接種の自己負担に係る非課税世帯及び生活保護世帯への対応について

現行の川崎市風しん対策事業においては、非課税世帯及び生活保護世帯に対するワクチン予防接種の自己負担については、特段措置を講じてはいない。

\* 20歳代や60歳代が風しん対策事業の対象外となっている理由について

28歳未満の方については、2回の風しんの定期予防接種を受ける機会があり、抗体を保有していること、また、60歳以上の世代については、国等の調査から、過去に風しんが流行していた際に、感染により抗体を保有している場合が多いことが明らかになっていることから、対象外としたものである。

**\* ワクチンの在庫状況について**

ワクチンの供給量については、本市内においては充足している状況であるが、ワクチンは定期予防接種への供給が基本であるため、定期予防接種に支障を来すことのないよう、今回の対象者拡大に当たっては、まずは風しん抗体検査の受診を対象者に促し、免疫が十分でない方について、ワクチン予防接種をしていただくことを想定している。

**\* 事業拡大後における風しん抗体検査の年代別の受診者数及びワクチン予防接種者数の集計方法並びに集計時期について**

風しん抗体検査及びワクチン予防接種後に、各医療機関から提出される請求書に基づき集計を行う予定であるが、提出の時期については、医療機関ごとに異なっている状況である。

**\* 集計内容に基づく検証の実施及び必要な対策を講じていくことに対する考えについて**

風しんの流行の拡大については危機感を持っており、関係局と連携して風しん対策に適切に臨んでいきたい。

**《意見》**

\* 対象者への周知及び啓発について、市政だよりでは町内会や自治会に加入していない市民には情報が届かない可能性があるため、掲示板やポスター等の手段も活用して、対象者の受診意欲を促すような広報に取り組んでほしい。

\* 先天性風しん症候群の発生を防止する観点からも、非課税世帯及び生活保護世帯の対象者が受診をちゅうちょすることのないよう、ワクチン予防接種に係る自己負担額の助成についても対応を検討してほしい。

\* 風しん対策は市民の生命に関わる取組であると考え。市として財政補助を行っていることを踏まえて、医療機関に対しては月に一度の請求書提出を促すなどして相互に協力するとともに、適切な集計による検証を行い、受診者が少なければ次の対策を具体的に講じていくことが重要であると考え、市として適切に取り組んでほしい。

**《審査結果》**

全会一致原案可決